

令和元年度 第1回大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和元年 5月21日（火） 午後2時～

場所：大和市保健福祉センター 501会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1) こども部事業実績報告及び事業計画（報告）
 - (2) 第一期子ども・子育て支援事業計画進行管理
 - (3) 第二期計画 施策の方向性について
- ※ (1)～(3)について一括審議

事務局：(資料1～資料5により説明)

会 長：「基本目標1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：新規・充実事業に、平成29年度から保育士、民間保育所に対する宿舎借上げ費用を補助と、保育士採用の費用を助成とある。宿舎の補助などで保育園の方々が宿舎を用意できたというようなお話を聞いているが、このあたりの実態を教えてください。働く方々の手助けになると思うが、本当にこの補助が必要なのか、または、見直しが必要なのかを検証する必要があるのではないか。

事務局：保育士宿舎借上げ費用については、国の補助事業となっている。一般的には、都市部において保育士の雇用確保が難しい状態があり、事業者が宿舎を借り上げることで地方から保育士に来てもらい、保育士を確保する目的で国が実施している。大和市は、その事業に協調補助をしている。実績として、民間の事業者の保育士が一定程度この事業を利用している。

また、事業者に対する保育士確保の補助金としては、市独自の補助金も用意しており、1施設当たり27万6,000円が上限となっている。使途については、保育士就職祝い金等の目的での費用、民間の派遣保育士の派遣会社から保育士を紹介して

もらうために必要な費用、求人広告の費用、この3点となっている。昨年度から新規に始めた事業であり、事業者からは、これらを活用して雇用に結びついたという話を頂いている。

委員：補助金が働く方々にどの程度還元されるか、気になるところである。各園で保育士が不足状態であるのか実態を踏まえるとともに、数年後、児童の数が減ってきた時に、雇用をどうしていくのかということも含めて、人材が確保できた後のことも考えながら実施してほしい。

委員：私が勤務している保育園では、家賃の手当では、入社してから5年までとなっている。大和市の公立保育園では、家賃補助や宿舎について、何年といった決まりはあるか。

事務局：この補助金は、民間保育事業者に対しての補助であり、公立保育園に関しては実施していない。

会長：続きまして、「基本目標2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：子育てに困難を抱えるなど、特に支援が必要な子育て家庭に対して、養育支援訪問事業や家庭児童相談事業とある。現在は、臨床心理士や保健師が訪問をされていると思う。新生児についても保健師さんが訪問している。その方々（家庭児童相談員）の雇用は、単年度雇用なのか。保護者は、1年単位で新しい方が来られると、また最初から信頼関係をつくるということになってしまうという問題がある。
同様に乳児家庭の全戸訪問の職員については、どのような雇用となっているか。

事務局：家庭相談員については、1年の契約であるが、再任を妨げないこととしているため、長期に雇用を継続できている相談員もいる。新生児訪問に従事する保健師等は、常勤の保健師に加え、非常勤の保健師、助産師等がいる。非常勤の職員は、基本的に1年ごとに雇用しているが、再任は妨げないという形となっている。また、常勤の職員についても、継続的に職員の確保に努めている状況である。経験の浅い職員もいる状態であるが、求められるニーズや要望に対応できるよう、研修や実地で経験を積み重ねている。ご家庭への訪問についても、一人の職員の判断ではなく、例えば訪問後にグループで検討するなどしている。

委員：基本的に1年の雇用ということで、再任は妨げないということだが、実態はどうなっているか。

事務局：支障がなく継続的に相談業務に従事できる職員については、継続して雇用をしている。ご家族の転勤等で継続できない方もいるが、多くの職員は、長く続けている。

委員：今のご質問は、一つの家庭と一人の職員が信頼関係をつくることが一番大切ということだと思う。チームで対応することは大切だと思うが、継続的に一つの家庭に関わることによって、子ども成長の次のステップを予測しながら対応することができると思う。家庭との信頼関係をつくるために、訪問する保健師を固定していくという考えはないか。

事務局：初動の赤ちゃん訪問については、常勤と非常勤の職員で連携をしながら、訪問をしている。その中で継続的な支援が必要な状況が確認された家庭、あるいは妊娠中から継続的な支援が必要なご家庭については、市の常勤の保健師が地区を分けて担当している。支援が必要な家庭については継続的な支援を成長に合わせて行っている。

委員：第1期計画、取り組み状況（平成27年度から令和元年度）の1つ目、青少年指導員の活動と市子ども会連絡協議会の団体数が掲載されている。しかし、私たち母親クラブ連絡協議会は青少年関係3団体として四十数年の歴史があるが一言の記載もない。毎年、それなりに頑張っており、広報誌も出している。自治会と協力したり、学習センターと共催したり、独自にコミセンを利用するなどもしている。会費を払っている会員は減っているが、協賛会員のような方はたくさんいる。40年以上にわたり、「明るい家庭は母親から」というコンセプトで活動している。私が入会してから少なくとも20数年は活動している。キャンプも独自に続けていて、1回に150人から160人程度の参加者がいる。母親クラブの活動内容を、載せていただきたいと思う。

事務局：記載させていただいている活動の数値は、子ども・子育て支援事業計画の中で取り組む事業の指標値として掲載しているものである。その指標値は、青少年指導員の年間活動回数や、市子ども会連絡協議会加入数、青少年センターまつりの参加団体数で、この3つの指標をもとに資料にも記載させていただいた。今後、同じような形で計画を整理していく中で、指標の掲載内容についても検討したい。

事務局：青少年指導者育成支援事業について、母親クラブ連絡協議会も市の事業に多数参加していただき、青少年の健全育成を進める主要3団体ということで非常に貢献して

いただいている。今後の計画については、事業を整理し、記載を検討したい。

委員：母親クラブや青少年指導員の方が、どのような活動をしているかなど、知らないことばかりであり、市のホームページで探してもなかなか見つからず、ホームページが分かりにくい。みなさんが支援してくださろうとしているのに、私たち育児している人達が知らないのが、すごくもったいないと感じる。事業の周知についてどのように考えているか。

事務局：市ホームページについては、統一のフォーマットの中で掲載しており、こども部の事業が多岐にわたっていることから、情報量が非常に膨大であり、情報を探すのに苦勞する場合がある。今後も、内容の整理等の見直しを行っていきたい。
また、どこに相談したらよいか分からない場合は、まずは子育て何でも相談・応援センターをご利用いただきたい。あわせて、当該センターの周知に努めていく。

委員：利用者支援事業など、事業名が難しく、市民に伝わりにくい。

事務局：このような計画書を作成する際には、国の施策に基づきや国が指定する数値目標を定めなければならないことや、他自治体との比較についても、統一された文言を用いることにより比較しやすいということもあるため、国が示す事業名を用いている。しかし、市民の方に伝わりにくいものもあるので、正式名称を用いなければならない文書を除いては、保育コンシェルジュや子育て何でも相談・応援センター等、伝わりやすい名称を用いているところである。

委員：何かわからないことがあれば、子育て何でも相談・応援センターに電話してよいか。

事務局：お問い合わせいただきたい。

委員：子育て何でも相談・応援センターにおいて、「何でも相談」というのがワンストップで利用されているなという印象をもっている。何かあったら、そこに一報すれば、適切なところに振り分けていただける。

委員：このようなことは、広報やタウンニュース等、様々なメディアがあり、インターネットの利用できない方もいるので、幅広くメディアを使って周知いただきたい。

会長：続きまして、「基本目標3 安心して産み育てやすい環境づくり」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：食育の推進に関する取り組みについて、子ども食堂を実施する団体への補助金のことが記載されているが、今、SDGs といって持続可能な開発目標や、また我々、労働団体の中では、フードバンクというものを既に実施しており、社会福祉協議会を通じて賞味期限の残っている食材を提供するなどしている。フードバンクやフードドライブを実施している関係団体との連携等について、本計画に反映していくことを検討してほしい。

事務局：フードバンク、フードドライブについて、本市では、困窮者の自立支援で活用しているが、子ども食堂では連携していない。今後、活用を図れるかを調査していきたい。

会長：続きまして、「基本目標4 子どもの生きる力をのばす環境づくり」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：放課後児童健全育成事業について、放課後の子どもたちの支援というのが、どうなっているか教えてほしい。特に小一の壁と言われているように小学校1年生の保護者の方から保育園とは時間が違って、早くなってしまうことをよく耳にする。大和市では何時まで放課後の支援が実施できているのか。

事務局：放課後児童クラブについては、授業終了後から19時までである。

委員：民営で児童クラブを運営している者であるが、民営クラブも公設と同じ19時までである。また、長期休み、土曜日は朝の8時からである。民営で補助事業として行っているクラブは、朝は7時半からのクラブもある。長期休みは7時半からで、終わりは20時である。朝の7時半からの預かり及び20時までの預かりについて、実際に利用があるかということ、問い合わせはあるが、私のクラブでは利用者はいない。

委員：放課後児童クラブの量の見込みと実績が毎年ずれている。実際、次の年に振り返ると、見込みより多い結果になっている。見込みの数値を出す時に、保育園のニーズを考慮していると思うが、それだけでは十分ではないと思う。この量の見込みの精度を高めることができないか。

事務局：この計画を策定した際は、保育園の入所申し込み率というのは考慮しておらず、児童数の見込みに児童クラブの入会申請率を掛け合わせた数で見込み量を算出している。今後は、保育施設の充実等に伴って、児童の数は、大きくは伸びないが、共働き世帯が増えているので、保育施設などの申込率も考慮できないか検討して量の

見込み等を計画していきたいと考えている。

委員：小学校の現状をお伝えしたい。放課後の子どもたちの居場所としては、放課後児童クラブとあって、家庭のようにおやつの時間もあるようなものがあり、19時まで運営している。また、放課後寺子屋やまもでは、家に帰り音読等をする際に、お母さんが忙しくて聞いてもらえないようなお子さんや、もっと勉強したいというお子さんが学習できる場所がある。このほか、放課後こども広場（放課後子ども教室）と呼んでいるが、校庭を走り回ったり、縄跳び、バスケット、工作をしたりするものがあり、17時まで運営している。更には、今年度から放課後寺子屋プログラミング教室が月1回で始まり、90分でプログラム専門の支援員さんがついてくれるものが始まろうとしている。このように、放課後の事業が充実していて、ありがたいと思っている。中でも、放課後児童クラブについて、居場所の確保として広げていただいているのは、ありがたいと思っている反面、配慮を必要とするお子さんも増えている実情があり、人の配置と確保についても、ぜひともお願いしたいと思っている。もう一つ、放課後の居場所としての公園について、子どもたちはボールを扱える公園で遊びたいという思いはあるけれど、防犯面の問題で子どもたちが怖がってしまう場合がある。警察との連携になると思うが、地域の方たちも、自治体の方もパトロールしてくださったり、献身的に動いてくださっているが、防犯の面も少し意識して進めていただきたい。

事務局：放課後児童クラブでは、居室の確保とともに、質の確保というのが非常に大事だと考えている。支援者の専門性の向上や、配慮を必要とする児童への対応が重要であることから、研修を通し、質の確保にも努めていきたい。

委員：大和市の小学校は、支援級の教室と支援級ではない教室が分かれている。それはなぜかということも考える必要があると思う。放課後児童クラブは、支援が必要な子どもたちも支援が必要でない子どもたちも人数が増えている。空き教室を使わせていただいているクラブが大和市では多いとは思いますが、空き教室では足りなくて、新しく大きなプレハブを作っており、確かにきれいで整って行って、安全面も考慮された施設を作っていただきありがたいと思っている。放課後児童クラブのあり方として、子どもたちの生活の場という言葉があると思うが、この資料の中には、生活の場という表記がなかったのが残念である。確かに居場所であるが、50人で生活をするというのは、なかなか難しく、様々な面で子どもたちにストレスがかかると思っている。支援員の質や保育の質というのが、人数も考慮された生活の場にふさわしいものになるように組み立てていただけたらよいと思う。

事務局：放課後児童クラブについては、生活の場という表記を国でも使っていることから、表記の仕方についても、今後検討していきたい。また、現場の状況については、実際にクラブに出向いて、お話を伺いながら取り組んでいきたい。

会 長：続きまして、「基本目標5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり」について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員：重度障がい児メディカルショートステイのところ、障がい児医療の対象としているのは、どういったものであるか。

事務局：重度障がい児メディカルショートステイについては、医療を必要とする重症心身障害児のお子さまの保護者等が疾病に罹ったなど在宅での療養が一時的に困難となった場合にショートステイを行うもので、市立病院の協力により本年度から実施している。

委 員：費用は、障がい児医療の対象になるのか。

事務局：こちらは、医療とは別の取り扱いであり、市が病院に直接協力費という形で支払いをするものである。一部、食費等は利用する方にご負担いただくというような制度になっている。

委 員：病棟を入院外で使うことは画期的なことだと思い、驚いている。

事務局：保健所等にも相談し、問題のない範囲であることを確認している。

委 員：夜間も二、三時間置きに吸引が必要なお子さんなど、お母さんを少し家庭から離す時間が必要だと思っている。ぜひ市立病院でやっていただいて、上手に活用をして頂きたい。また利用状況などを今後教えていただければと思う。

委 員：大和市内で受け入れる場所ができたのは、画期的であると思う。重症心身障害児ではないけれども、障がいをお持ちで同様に困られている家庭は、泊まりに行かせることも行かせられないという状況があると思うが、市はどのように考えているか。

事務局：ショートステイ先の確保という意味では、課題があると認識している。ショートステイ先の確保については、一つの市単独では、難しい面があるので、県央圏域等、広域的に課題を共有しながら、対応可能な事業所が増えるよう取り組んでいる状況である。

委員：18歳未満の子で、泊まりに行かせたい時に預かってもらえる先がないということをよく耳にする。この問題は、10年前から変わらないので改善していただきたい。

事務局：障害者自立支援法から障害者総合支援法に法律も変わった中で、どのぐらいのニーズがあるか、それに賛同して参入していただける事業所があるかということも、非常に大きな課題である。市内の様々な法人とも、各家庭の課題について、自立支援協議会において共有しながら、支援全般についてどのように進めていくかを共に考えている状況である。すぐに事業所が増えていくという状況ではないが、課題として捉えている。

委員：小学校で保護者とかかわっている中で、ひとり親で頑張っている方が増えていると感じている。市の事業でもひとり親家庭への支援や外国人家庭の支援等、いろいろ取り組んでいることも理解しているが、外国人家庭でひとり親という方も、かなり増えている。外国人家庭でひとり親家庭の方は、夜に勤務している方がとても多く、子どもたちは、地域の民生委員の方に訪問してもらったりという実態が増えてきている。その方たちは、仕事が忙しいうえに、手続き等もよく分からず、経済的な支援もなかなか受けられない状況があるのではないかと感じている。学校現場も努力していくが、日本語だけではない広報もかなり必要と感じている。

委員：国際化協会からの要望があって、ファミリーサポートセンターの概要の英語、スペイン語、中国語の翻訳版を作っていたが、その結果、依頼が増えている状況である。外国人の方の多くは、経済的な問題のほか、情報量が少ない、情報が届いていないのだと感じた。何か、もっと取り組むことがあるのではないかと、外国人のお母さんたちと、もっともつなげていきたいと思っている。

4. 閉会